

## 国民健康保険の被保険者の方へ

## ●限度額適用認定証と

限度額適用・標準負担額認定証について

入院などの高額な医療費が見込まれる場合には、あらかじめ「限度額適用認定証」を医療機関に提示する、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の方が入院をする場合に「限度額適用・標準負担額認定証」を医療機関に提示すると、入院時の食事代の自己負担が減額されます。

「標準負担額認定証」については、入院期間が90日を超えた場合、再度申請をすると入院時の食事代がさらに減額となる場合があります。(詳しくは国保係へお問い合わせ下さい。)

「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額認定証」は、申請により交付します。年齢と住民税の課税状況によって、交付される認定証と自己負担限度額の区分が異なります。

## 交付される認定証の区分と、証の色

	70歳未満の被保険者	70歳以上の被保険者
住民税課税世帯	限度額認定証 (水色)	交付なし (注1)
住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額認定証 (きみどり色)	

(注1) …所得区分現役並みI及びIIの方は  
限度額適用認定証(りんどう色)を交付

現在お使いの限度額適用認定証、標準負担額認定証については、令和4年8月1日から使用できません。更新が必要な方は申請をしてください。

## ◆申請・更新に必要なもの

●保険証  
●お持ちの認定証(更新の方)

●3ヶ月分の病院の領収書、入院期間の証明書など(入院が90日を超えた場合)

非課税である者と同様の事情にあると認められる者

\*令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象となります。

## 新型コロナワイルスワクチン4回目追加接種の接種券発送について

児童1人当たり一律5万円

問い合わせ先 地域福祉課 福祉介護班 岡崎

新型コロナワクチン4回目追加接種が始まります。

4回目追加接種の対象者は、3回目接種から5ヶ月が経過した次の方です。

①60歳以上の方

②18歳から59歳で、基礎疾患を有する方

その他、重症化リスクが高いと医師が認める方

①に該当する方には、3回目接種から5ヶ月を目標接種から5ヶ月が経過した次の方です。

②18歳から59歳で、基礎疾患を有する方

その他、重症化リスクが高いと医師が認める方

①に該当する方には、3